

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 3

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員選挙の当選人【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】 4
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 5

◇ 農業委員会

- 北九州市東部農業委員会規則の一部を改正する告示【東部農業委員会事務局】 9
- 北九州市西部農業委員会規則の一部を改正する告示【西部農業委員会事務局】 11

北九州市告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
牧山クリニック	北九州市戸畑区初音町1 3番13号	他医療機関 へ移転のため	平成29年 6月30日

北九州市告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
だいもん矯正歯科	北九州市小倉北区室町二丁目4番5号 F e L t 5 1 5	平成29年6月1日

北九州市公告第449号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の候補者

氏名	住 所
芹田章二	北九州市八幡西区大字本城2664番地2
香山元輔	北九州市若松区大字小敷276番地
早川 保	北九州市若松区大字頓田1405番地3
山崎 勇	北九州市若松区大字有毛660番地1
山崎英孝	北九州市若松区大字払川513番地3
瀧川順子	北九州市八幡西区本城学研台三丁目5番5号
吉田傳一	北九州市若松区塩屋三丁目15番1号
安武満信	北九州市若松区塩屋三丁目14番1号
黒川利昭	北九州市八幡西区本城学研台三丁目4番6号
中野常生	北九州市若松区大字小敷296番地

2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の候補者

名称	住 所
積和不動 産九州株 式会社	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号博多駅前ビジネス センター

北九州市公告第450号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 所在地 八幡西区金剛二丁目1653番1ほか1筆
- (2) 公募地目 原野、山林
- (3) 実測面積 1万6,525.05平方メートル
- (4) 最低売却価格 2億2,474万1,000円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成29年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から平成29年10月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 現地見学会日時 平成29年7月24日の午前10時から午前11時まで

5 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る

。)

ウ 会社等の定款

エ 会社等の概要

オ 過去3年分の決算報告書

カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

ク 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ケ 事業実績に関する調書

コ 土地利用提案書

6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成29年8月29日及び同月30日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成29年10月12日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

8 入札保証金

(1) 5万円

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

9 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市（以下「本市」という。）が行う市有地売払に関し、（ア）

- から（オ）までの事実があった後2年を経過していない者
- （ア） 入札を取り消されたことがある者
 - （イ） 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - （ウ） 申込みを取り消されたことがある者
 - （エ） 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者
 - （オ） 前回の市有地売払い以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者
- ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
- エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
- （ア） 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - （イ） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （ウ） 次のいずれかに該当する者
 - a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者
 - c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - （エ） （ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及び

その役職員または構成員

1 0 入札の無効

契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 1 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

1 2 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日から平成 3 0 年 1 月 3 1 日まで（日曜日等及び平成 2 9 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 0 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

1 3 契約の締結

この入札に係る契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 8 1 号）第 3 条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない不動産の売払いであるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から本市が指定する日までに、仮契約を締結しなければならない。

なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。

1 4 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 0 7

北九州市東部農業委員会告示第12号

北九州市東部農業委員会規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月26日

北九州市東部農業委員会

会長 間 勉

北九州市東部農業委員会規則の一部を改正する告示

北九州市東部農業委員会規則（平成5年北九州市東部農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条—第5条」を「第2条・第3条」に、「第6条—第19条」を「第4条—第16条」に、「第20条」を「第17条」に、「第21条—第29条」を「第18条—第26条」に、「第30条・第31条」を「第27条・第28条」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第3章中第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条本文中「第6条」を「第4条」に改め、同条ただし書中「第12条」を「第10条」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第2項中「総会の」を「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び総会の」に、「出席者」を「出席者等」に改め、同条を第9条とする。

第12条を第10条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

第17条第3項第5号中「出席者」を「出席者等」に改め、同条を第15条とする。

第18条を第16条とし、第19条を削る。

第4章中第20条を第17条とする。

第5章中第21条を第18条とする。

第22条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号中「法」を「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」に改め、同号を同条第9号とし、同条を第19条とする。

第23条を第20条とし、第24条から第29条までを3条ずつ繰り上げる。

第30条第1項中「法」を「農業委員会等に関する法律」に改め、「委員」の次に「、推進委員」を加え、同条第2項中「委員」の次に「、推進委員」を

加え、第6章中同条を第27条とする。

第31条を第28条とする。

別表中「第20条」を「第17条」に改め、同表の北九州市東部農業委員会農地部会長印の項及び北九州市東部農業委員会農政部会長印の項を削る。

第1号様式中「第20条」を「第17条」に改める。

第2号様式中「第30条」を「第27条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年7月18日から施行する。

(北九州市東部農業委員会部会委員互選規程の廃止)

2 北九州市東部農業委員会部会委員互選規程（平成5年北九州市東部農業委員会告示第2号）は、廃止する。

北九州市西部農業委員会告示第3号

北九州市西部農業委員会規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月26日

北九州市西部農業委員会

会長 久野善隆

北九州市西部農業委員会規則の一部を改正する告示

北九州市西部農業委員会規則（平成5年北九州市西部農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3人」を「2人」に改め、同条第3項中「以上」を削る。

第11条第2項中「総会の」を「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び総会の」に、「出席者」を「出席者等」に改める。

第17条第3項第5号中「出席者」を「出席者等」に改める。

第30条中「委員」の次に「、推進委員」を加える。

付 則

この告示は、平成29年7月18日から施行する。